

2021年1月1日実施

業務に係る手続書類の押印のお願いについて

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご提出いただく書類の取扱いについて、無用のトラブルを避けるため、下記の通りとさせていただきます。

ご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。

【当社が押印を求める書類】

- ・委任状 ※
- ・訂正印（設計者の訂正であることを明確にするため）
- ・建築確認申請書検討事項（チェックリスト）
- ・二階建枠組壁工法検討事項
- ・承諾書（借地、隣地有効幅500mm以下の場合等）
- ・名義等変更届（決定届）
- ・取下届
- ・工事取りやめ届
- ・証明願

※「委任状」には建築主様の「申請意思の確認書類」としての側面があります。申請の際は、次の①～④のいずれかひとつの方をお選びください。

- ① 建築主様の自署による委任状の写し（押印不要）
- ② 建築主様の連絡先（ご担当者の氏名、電話番号、メールアドレス）の記入のある委任状（押印不要）
- ③ 建築主様の押印のある委任状の写し
- ④ 委任状（押印不要）及び建築主様の申請意思を確認できる書類（例：設計業務委託契約書（写し）の提出など）

【注意事項】

- ・設計図書及び添付書類については、設計者氏名の記載が必要です。
(設計者氏名の記載とは、設計者の資格、氏名、建築士番号の記載)
- ・構造計算安全証明書（写し）については、押印（計算書表紙との割印共）が必要です。

以上